

土砂災害により被災されたお客さまに対するガス料金等の特別措置について
(旧一般ガス・指定旧供給区域等小売供給約款)

2021年7月7日
熱海ガス株式会社

被災されました皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨により、静岡県熱海市に災害救助法が適用される等、当社のお客さまに相当の被害がありました。このため、被災されたお客さまに対して次の条件を設定します。なお、これらの条件は、災害救助法が適用された当社供給区域において被災されたお客さままで、当社に申し出のあった場合に適用します。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施の期日及び期間

1. 被災されたお客さまのガス料金の支払期限について、令和3年6月分（支払期限日が災害救助法適用日（令和3年7月3日）以降となるものに限る。）、令和3年7月及び8月検針分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。
2. 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間ににおいて、被災されたお客さまがガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災によりガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、令和3年9月30日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担とする。

特別措置のお申し込み・お問い合わせ先
熱海ガス株式会社
TEL：0557-83-2141
受付時間：8時40分～17時（土・日・祝日は除く）

以上